

**若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクトに関する
民間提案事業 募集要項**

令和7年2月

**福井県嶺南振興局
敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町**

目 次

1	若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクトの概要	2
2	提案を募集する公募対象地	2
3	提案を募集する内容	2
	(1) 提案を募集する事業	2
	(2) 提案を募集する観光誘客施設	2
	(3) 対象外とする提案	2
	(4) 留意事項	2
	(5) 公募対象地別の要件や留意事項	3
4	提案者の参加要件および資格要件	3
	(1) 参加要件	3
	(2) 資格要件	3
5	手続きの概要	4
	(1) 提案から事業化までの流れ	4
	(2) スケジュール	5
6	提案の方法	5
	(1) 提案書類	5
	(2) 提出方法	6
	(3) 提出期間	7
7	合同現地説明会	7
8	個別の現地調査	7
9	質問書の提出	7
10	提案に係る留意事項	7
	(1) 費用負担	7
	(2) 図面等の借用	8
	(3) 提案書類の取扱い・著作権等	8
	(4) 法令等の順守	8
	(5) 失格事項	8
	(6) その他	8
11	審査および優先交渉権者の選定	8
	(1) 資格審査	8
	(2) 提案審査	8
	(3) 審査結果の通知・公表	9
12	事業化に向けた協議	9
	(1) 基本協定の締結	9
	(2) 協議・調整および実施計画書の作成	9
	(3) 協議・調整に係る留意事項	9
13	契約の締結等	9
	(1) 実施協定の締結	9
	(2) 土地の貸付に関する手続き	9
	(3) 貸付料について	10
	(4) 優先交渉権者が借り受ける土地に関する留意事項	10
14	その他	10
	(1) その他	10
	(2) 問合せ先	10
	(3) 所在市町の担当課	10
	(別表1) 公募対象地一覧	11
	(別表2) 評価基準	12

1 若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクトの概要

福井県および敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町（以下、「若狭湾エリア」という。）は、若狭湾エリア全体のブランド力を引き上げるため、国内外から観光客を誘客できるリゾートエリアの形成を目指し、「若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト」（以下、「本事業」という。）を連携して推進しています。

本事業は県や市町などが保有・管理する土地（以下、「公募対象地」という。）の活用方法について、民間事業者のアイデアやノウハウを活かした魅力的な提案を求めるものです。

外国人観光客を含む富裕層の誘客や若者に魅力ある新たな雇用機会の創出、地産地消による農林水産業の活性化など、若狭湾エリアの魅力やブランド力の向上、経済活性化が期待できる効果などについて公募対象地ごとに提案を審査し、公募対象地の活用方法などを優先的に協議・調整する民間事業者（以下、「優先交渉権者」という。）を選定します。

優先交渉権者は、県や公募対象地が所在する市町（以下、「所在市町」という。）等の関係者と協議・調整が成立した場合、随意契約により公募対象地を使用できます。

2 提案を募集する公募対象地

提案を募集する公募対象地は「公募対象地一覧（別表1）」のとおり。各公募対象地の詳細については「物件調書（別紙2）」をご確認ください。

3 提案を募集する内容

(1) 提案を募集する事業

提案を募集する事業（以下、「提案事業」という。）は次の全てに該当するものとします。

- ア 国内外の所得の高い層を主なターゲットとして、若狭湾エリアの魅力やブランド力の向上、経済活性化につながることを期待できる観光誘客施設を整備、運営する事業であり、観光誘客施設は下記（2）の要件を満たすものとします。
- イ 民間事業者が自らのアイデアやノウハウを活用し、自らが確実に実施できる事業。
- ウ 原則として県や所在市町に新たな財政負担が生じない提案。ただし、県や所在市町が予算を措置すべきと判断した場合は、この限りではなく、提案にあたり補助金等の必要な行政支援について記載することも可能とします。

(2) 提案を募集する観光誘客施設

提案を募集する観光誘客施設は、次のいずれか、または複数に該当するものとし、いずれも所在市町にある既存の類似施設と競合しないものとします。

- ア 客単価の高い宿泊施設の整備・運営
（リゾートホテルや会員制ホテル、オーベルジュ、グランピング等）
- イ 客単価の高い飲食店の整備・運営（レストラン、カフェ等）
- ウ その他、集客力のある観光誘客施設の整備・運営

(3) 対象外とする提案

公序良俗に反する事業を行うなど、本事業の趣旨にふさわしくないと判断した提案

(4) 留意事項

- ア 提案に当たっては、他者が保有する特許権や著作権等を侵害するものではないことを保証した上で提案してください。
- イ 所在市町や若狭湾エリアにおける雇用、地産地消などの経済効果が期待できるアイデア、工夫を合わせて提案してください。雇用、地産地消は所在市町を優先しますが、必要に応じて若狭湾エリアや県内全域など所在市町以外に拡大できるものとします。

- ウ 公募対象地は、原則として貸付により使用できることとします。貸し付ける期間は県、所在市町と優先交渉権者との協議により決定します。
- エ 公募対象地の貸付料は優先交渉権者と基本協定締結後、協議・調整の期間中に算定します。なお、様式第4号資金計画および収支計画の作成にあたっては、全ての公募対象地において下記の額を年間の仮貸付料（㎡あたり）として使用してください。
 - 【 資金計画および収支計画作成用の仮貸付料 250 円／年・㎡ 】
 - ※実際の貸付料（㎡あたり）は公募対象地によって異なります。
 - ※実際の貸付料（㎡あたり）と仮貸付料（㎡あたり）との乖離が公募対象地によって大きく上下する場合があります。仮貸付料を本事業への提案可否の判断材料としないで下さい。
- オ 土地の貸付期限が到来した場合、あるいは公募対象地を借り受けて実施する事業を終了する場合等は、原則として原状に復旧して返還してください。
- カ 優先交渉権者は、提案する施設および借り受ける土地の維持管理等に要する一切の経費を負担して公募対象地を適切に管理してください。
- キ 提案する施設の整備や運営に必要な手続き、土地の造成など開発に関する手続きを各種法令に基づき適切に行ってください。なお、当該手続きに必要な費用は提案者において負担してください。
- ク その他、次の事項を確認の上、提案してください。
 - ・必要に応じ、追加書類の提出や質問への回答を求めることがあります。
 - ・受付期間終了後は、原則として提出された書類の再提出または差替えはできません。

(5) 公募対象地別の要件や留意事項

提案事業は、「公募対象地別の募集条件等（別紙1）」や「物件調書（別紙2）」に記載の内容を踏まえて提案してください。

4 提案者の参加要件および資格要件

提案者は下記に該当する者としてします。

(1) 参加要件

- ア 提案者は提案事業を実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する法人または複数の法人によって構成されるグループとします。
- イ グループで応募する場合は1者を代表者として選出した上で、グループを構成する法人（以下、「グループ構成員」という。）の役割分担を明示してください。また、グループで応募する場合は、代表者が諸手続を行ってください。
- ウ 提案者は県や所在市町等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

(2) 資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は提案者およびグループ構成員になることができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）または破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てをしている者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員等のほか、暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員

- オ 国税、地方税の滞納をしている者
- カ 政治活動または宗教活動を主たる目的としている者
- キ その他、提案事業の実施主体として適当でないと県や所在市町が認める者

5 手続きの概要

(1) 提案から事業化までの流れ

ア 提案書類の提出

提案を行う場合、福井県嶺南振興局嶺南プロジェクト推進室に提案書類等を提出してください。

イ 提案審査および優先交渉権者の選定

【資格審査】

提案書類に基づき、福井県および所在市町が提案者の参加要件、資格要件を確認し、要件等を満たす提案者による提案事業を審査します。

【提案審査】

提出された提案書類に基づき、県や所在市町等で構成する「若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクトに係る民間提案選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）において提案事業を審査します。審査の結果、最も評価が高い提案者を優先交渉権者として選定します。

ウ 基本協定締結

県および所在市町と優先交渉権者は基本協定を締結し、提案事業の事業化に向けた協議・調整を行います。

エ 協議・調整

基本協定締結後、事業内容や事業期間、集客見通し、雇用に関する事、地産地消など所在市町や若狭湾エリアへの経済効果に関する事、土地の貸付に関する事など提案事業の事業化に向けて必要な事項について、県、所在市町、優先交渉事業者が協議、調整します。

オ 実施計画書の承認

協議・調整の内容等を踏まえ、優先交渉権者は実施計画書を作成し、県および所在市町の承認を受けてください。

カ 実施協定締結

実施計画書の承認を経て県および所在市町と優先交渉権者は実施協定を締結します。

キ 土地の貸付に関する手続き

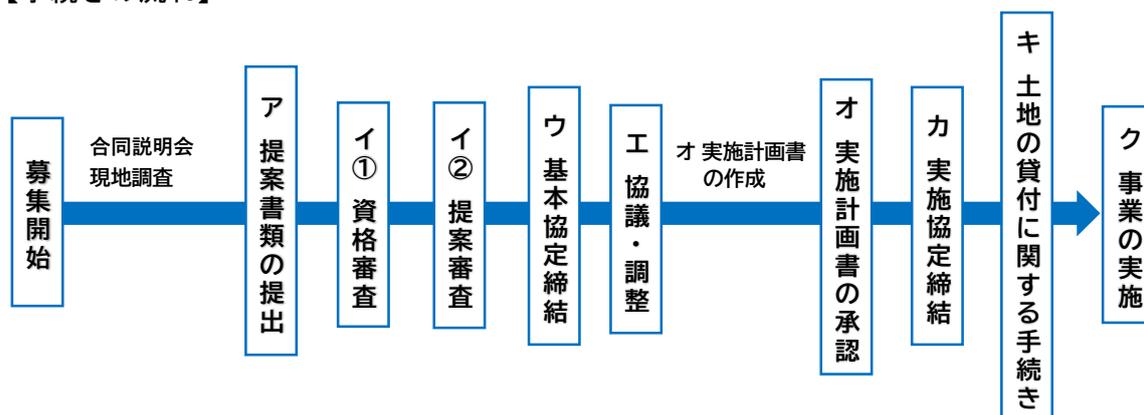
実施協定の締結後に、県または所在市町は随意契約により公募対象地を有償で優先交渉権者に貸し付ける手続きを書面により行います。

ク 事業の実施

優先交渉権者は提案事業を実施します。

なお、県や所在市町の議会への報告や議決等の必要が生じた場合、上記のスケジュールを変更する場合があります。

【手続きの流れ】



(2) スケジュール

No.	項目	期日等
1	募集の開始	令和7年2月20日(木)
2	合同現地説明会	令和7年3月5日(水)～3月17日(月)
3	個別の現地調査の期間	令和7年4月14日(月)～5月30日(金)
4	質問書の受付期間	令和7年2月25日(火)～6月6日(金)
5	質問書の回答期間(随時回答)	令和7年3月7日(金)～6月13日(金)
6	提出書類の受付期間	令和7年2月20日(木)～6月30日(月)
7	審査期間	令和7年7月(予定)
8	審査結果の通知	令和7年8月上旬(予定)

6 提案の方法

(1) 提案書類

提案者は、次の書類を電子データ(CD・DVD等)で提出してください。必要がある場合は、福井県嶺南振興局嶺南プロジェクト推進室から紙書類の提出をお願いすることがあります。

【資格審査用書類】

No.	名称	備考
1	申込書兼誓約書(様式第1号)	
2	グループ構成員報告書(様式第2号)	グループで提案する場合のみ
3	法人登記簿謄本(写し可)	履歴事項全部証明書
4	定款等(写し可)	最新のもの
5	印鑑証明書(写し可)	3カ月以内に発行されたもの
6	納税証明書(写し可)	国税(「法人税」、「消費税および地方消費税」)および本店所在地の都道府県税に滞納がない旨の証明書で3カ月以内に発行されたもの

※グループで提案する場合、3～6は構成員のものも提出してください。

※必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

【提案審査用書類】

No.	名称	備考
1	企画提案書 (様式第3号)	
2	会社概要が分かる書類 (任意様式)	パンフレット等
3	事業実績が分かる書類 (任意様式)	提案事業と類似する事業の実績があれば、事業内容や規模等が分かる資料
4	財務書類 (任意様式)	直近3カ年分の貸借対照表、損益計算書およびキャッシュフロー計算書
5	実施体制図 (任意様式)	グループの場合は代表者と各構成員の役割分担が明確に分かるように記載してください。
6	事業スケジュール (任意様式)	準備、施設の整備・運営、運営終了後の解体等、提案事業の全体について記載してください。
7	土地利用計画が分かる書類 (任意様式)	使用を希望する土地の利用計画や整備する施設の配置など全体のイメージが分かる資料
8	施設整備計画が分かる書類 (任意様式)	整備・運営する施設の平面や立面、外観・内装などのイメージが分かる資料
9	資金計画および収支計画 (様式第4号)	資金計画および収支計画作成用の仮貸付料を250円/年・㎡とします。 (本要項3(4)エ参照)
10	提案プレゼンテーション動画 ※任意提出	動画の時間は10分以内 形式はMP4またはWMV
11	提案プレゼンテーションスライド ※任意提出	

※グループで提案する場合、2～4は構成員のものも提出してください。

※必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法

- ア 福井県嶺南振興局嶺南プロジェクト推進室まで電子データ（CD・DVD等）を持参または郵送（一般書留または簡易書留）してください。
- イ 持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。
- ウ 郵送の場合は、発送後に福井県嶺南振興局嶺南プロジェクト推進室へ電話で連絡してください。）

(3) 提出期間

令和7年2月20日（木）から6月30日（月）まで

※最終日は午後5時必着とします。

※郵送の場合は、6月25日（水）までに届くようにしてください。

7 合同現地説明会

- ・合同現地説明会に参加する場合は**合同現地説明会申込書（様式第5号）**を電子メールで福井県嶺南振興局嶺南プロジェクト推進室に提出してください。
- ・集合場所、開催場所などの詳細は申込者に連絡します。

所在市町	開催日時	申込期間
敦賀市	令和7年3月17日（月） 14時～16時	2月25日（火）～3月12日（水）
小浜市	令和7年3月12日（水） 13時～17時	2月25日（火）～3月7日（金）
美浜町	令和7年3月13日（木） 14時～17時	2月25日（火）～3月7日（金）
高浜町	令和7年3月14日（金） 14時～16時	2月25日（火）～3月7日（金）
若狭町	令和7年3月5日（水） 13時～15時	2月25日（火）～3月4日（火）

8 個別の現地調査

- ・個別の現地調査を行うことができます。現地調査は必要に応じて県や所在市町が同行します。
- ・現地調査を希望する場合は、**現地調査申込書（様式第6号）**を電子メールで福井県嶺南振興局嶺南プロジェクト推進室に提出してください。

【受付期間】

令和7年3月10日（月）から5月16日（金）まで

【実施期間】

令和7年4月14日（月）から5月30日（金）まで

9 質問書の提出

本要項の記載内容に関することや提案事業の検討に必要な質問は**質問書（様式第7号）**に必要事項を記載し、福井県嶺南振興局嶺南プロジェクト推進室に電子メールで提出してください。

ア 受付期間

令和7年2月25日（火）から6月6日（金）まで

イ 回答期間

令和7年3月7日（金）から6月13日（金）まで

ウ 回答方法

質問書への回答は、質問受付後1週間程度を目途に質問者に対してメール回答するとともに、原則として県および所在市町のホームページに掲載します。ただし、質問者名は公表しません。なお、企業名が特定される質問やアイデア、ノウハウの流出に該当する質問であると嶺南プロジェクト推進室が判断した場合、質問内容と回答を非公開とする場合があります。

10 提案に係る留意事項

(1) 費用負担

提案に関する書類の作成および提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

(2) 図面等の借用

提案内容の検討に当たり、県や所在市町が保有する図面等を借用する場合は、**図面等借用書（様式第8号）**を提出してください。

(3) 提案書類の取扱い・著作権等

- ア 提案書類の著作権は提案者に帰属します。
- イ 提案書類は、原則として返却しません。
- ウ 提案書類は、資格審査および提案審査以外で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。
- エ 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。

(4) 法令等の順守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。

(5) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 提案書類に虚偽の記載があった場合
- イ 本要項4（2）に定める資格要件を満たさない場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ その他、福井県嶺南振興局嶺南プロジェクト推進室が定める手続きを遵守しない場合

(6) その他

提案書類提出後に提案を取り下げる場合は、**提案取下届（様式第9号）**を提出してください。

1.1 審査および優先交渉権者の選定

(1) 資格審査

- ア 資格審査書類の記載内容が、本要項3および4に定める要件等を満たしているか審査します。
- イ 上記アの審査の結果、要件等を満たしている提案を有効な提案とします。
- ウ 審査結果に対する異議は申し立てることができません。

(2) 提案審査

- ア 資格審査において有効な提案とされた提案について、選考委員会が総合的に審査します。提案内容を補足するためにプレゼンテーション動画やプレゼンテーション資料を任意提出できるものとします。

【プレゼンテーション動画の留意点】

- ①動画の時間は10分以内とし、ファイル形式はMP4またはWMVとしてください。
 - ②提案書類の提出時に提案書類と同じCD/DVDなどの記録媒体に格納し、提出してください。
- イ 選考委員会は、別表2「評価基準」に沿って審査を行います。審査員の平均得点において、100点満点中60点以上獲得し、かつ、評価項目において著しく評価の低い項目がない提案を行ったもののうち、最も評価が高い提案事業の

提案者を優先交渉権者として選定します。ただし、**優先交渉権者としての選定は、所在市町との事業化に向けた協議・調整を行う相手方を選定するものであり、事業化を決定するものではありません。**

- ウ 審査は非公開で行います。
- エ 選考委員会の委員名等の個人を特定する情報は非公表とします。
- オ 様式第3号の2、3および様式第4号（資金計画および収支計画）は、福井県と秘密保持契約を締結する外部有識者等に対して提案者の名称を伏せて共有し、意見を求めます。
- カ 提案事業の詳細について、必要に応じて提案者に追加書類の提出や質問への回答を求めることがあります。

(3) 審査結果の通知・公表

- ア 資格審査、提案審査の結果は、文書または電子メールで通知します。
- イ 審査結果は、県および所在市町のホームページで公表します。
- ウ 公表する事項は、優先交渉権者として選定された者は名称と評価点数を公表します。優先交渉権者として選定されなかった者は評価点数のみ公表します。
- エ 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

1.2 事業化に向けた協議

(1) 基本協定の締結

- ア 優先交渉権者と県および所在市町は、提案内容の事業化に向けた協議・調整を行うに当たり基本協定を締結します。
- イ 基本協定の締結式は記者発表を予定しています。
- ウ 基本協定の期間は実施協定の締結までとします。

(2) 協議・調整および実施計画書の作成

- ア 基本協定締結後、事業内容や事業期間、集客見通し、雇用に関する事、地産地消など所在市町や若狭湾エリアへの経済効果に関する事、土地の貸付に関する事など事業化に向けて必要な事項について、県、所在市町、優先交渉権者が協議、調整します。
- イ 協議・調整の内容等を踏まえ、優先交渉権者は実施計画書を作成し、基本協定で定める期限までに県および所在市町の承認を受けてください。

(3) 協議・調整に係る留意事項

- ア 協議・調整に係る費用は優先交渉権者の負担とします。
- イ 基本協定で定める期限までに実施計画書の承認に至らなかった場合は基本協定を解除します。その場合、優先交渉権者が協議に要した費用やリスク等について県および所在市町は責任を負いません。ただし、県および所在市町がやむを得ないと認める場合は、県、所在市町、優先交渉権者が協議して新たな期限を定めることとします。
- ウ 事業概要や協議の経過等については、必要に応じ、県や所在市町の議会等へ報告することがあります。ただし、優先交渉権者の独自のノウハウに関する事など優先交渉権者が知的財産と認める情報については公表しません。

1.3 契約の締結等

(1) 実施協定の締結

実施計画書の承認後、県および所在市町と優先交渉権者は実施協定を締結します。

(2) 土地の貸付に関する手続き

- ア 優先交渉権者と県または所在市町は、実施協定締結後に提案事業の実施に係る土地の貸付に関する手続きを書面により随意契約で進めます。

イ 本契約の借地権は貸借権であり、地上権ではありません。

(3) 貸付料について

優先交渉権者が借り受ける土地の貸付料は、優先交渉権者と基本協定締結後、協議・調整の期間中に算定します。

(4) 優先交渉権者が借り受ける土地に関する留意事項

ア 優先交渉権者が下記について、県または所在市町の承認を得ずに行うことを原則として認めません。

①本件借地権の他の者への譲渡もしくは転貸、または本件借地権に対して担保権その他の 使用权もしくは収益を目的とする権利を設定すること。

②本件建物等を他の者へ譲渡し、または本件借地権に対して担保権その他の使用権もしくは収益を目的とする権利を設定すること。

③本件借地権を実施協定に記載する利用目的以外に使用すること。

イ 目的や契約内容を把握する必要があるため、本件建物等を賃貸する場合は、県または所在市町の承認を得てください。

ウ 土地の貸付期限が到来した場合、あるいは公募対象地を借り受けて実施する事業を終了する場合等は、原則として原状に復旧して返還してください。

1.4 その他

(1) その他

ア 本要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

イ 本要項や様式の内容について追加・変更がある場合は、県や市町のホームページで随時お知らせします。

(2) 問合せ先

〒917-0297 福井県小浜市遠敷1丁目101番地

福井県嶺南振興局 嶺南プロジェクト推進室 (若狭合同庁舎2階)

☎ : 0770-56-2212 ☒ : wakasa1-project@pref.fukui.lg.jp

(3) 所在市町の担当課

敦賀市 : まちづくり観光部観光誘客課

小浜市 : 産業部文化観光課

美浜町 : まちづくり推進課

高浜町 : 産業振興課

おおい町 : まちづくり課

若狭町 : 観光商工課

(別表1) 公募対象地一覧

番号	公募対象地の名称	地 係	敷地面積
1	旧西浦小中学校グラウンド	敦賀市色浜	2,674 m ² の一部
2	旧常宮小学校グラウンド	敦賀市常宮	1,665 m ² の一部
3	エンゼルライン 第1展望スペース	小浜市泊	約 5,000 m ²
4	エンゼルライン 第2展望スペース	小浜市堅海	約 3,000 m ²
5	鯉川シーサイドパーク	小浜市鯉川	約 47,000 m ²
6	水晶浜の見える丘	美浜町竹波	約 10,000 m ²
7	久々子湖の見える丘	美浜町金山	約 22,000 m ²
8	城山公園・城山荘	高浜町事代	約 34,000 m ²
9	食見海岸緑地帯	若狭町世久見	約 29,000 m ²

※敷地面積は、おおよそで記載しています。実際の貸付面積は優先交渉権者との協議・調整において決定します。

(別表2) 評価基準

○審査項目および評価の視点

審査項目	評価の視点	配点	主な提出書類
1 事業主体 (20 点)	・ 提案する事業の実施に必要なノウハウ、スキル、実績等を有しているか。	5	様式第3号 1
	・ 提案する事業を確実に実施するための体制が整っているか。	5	様式第3号 1
	・ 提案する事業の実施に十分な資力を有し、直近の財務状況に問題はないか。	10	様式第3号 1
2 コンセプト 独自性 (10 点)	・ 提案事業が目指す方向性や全体像、土地利用計画、運営方針は、本事業の目的、公募対象地が求める要件に合致しているか。	5	様式第3号 2 (1) ~ (5)
	・ 提案者のアイデア、ノウハウは、誘客や利用の促進が期待できる独自性が認められるものか。	5	様式第3号 2 (4)
3 事業内容 (50 点)	・ 提案内容は、若狭湾エリアのブランド力の向上が期待できるものであるか。	5	様式第3号 3 (1) ~ (6)
	・ 提案内容は、具体的かつ実現可能性の高いものであるか。	5	様式第3号 3 (1) ~ (4)
	・ ターゲット層は、本事業の目的、公募対象地が求める要件に合致しているか。	5	様式第3号 3 (1) ~ (4)
	・ 客単価等は、本事業の目的、公募対象地が求める要件に合致しているか。	5	様式第3号 3 (1) ~ (4)
	・ 施設の外装や内装は、デザイン性に優れた魅力的なものや周辺の景観と調和するものが採用されているか。	5	様式第3号 3 (1) ~ (4)
	・ 集客戦略、広告・PRの考え方や方法は、若狭湾エリアのブランド力向上やターゲット層の集客に効果的なものであるか。	5	様式第3号 3 (7)
	・ 地元雇用に積極的な計画であるか。 ・ 若者が就職に魅力を感じる強みがあるか。	5	様式第3号 3 (8)
	・ 地元食材や県産材、伝統工芸品等の活用に積極的な計画であるか。 ・ 活用計画は具体的であるか。	5	様式第3号 4 (1) (2)
	・ 県内企業や県内金融機関との連携、地元人材の活用に積極的であり、また提案は現実的なものであるか。	5	様式第3号 4 (3)
	・ 若狭湾エリアでの滞在促進、広域的な周遊促進などが期待できる提案、その他の活性化に資する提案は効果的であるか。	5	様式第3号 5

○審査項目および評価の視点

審査項目	評価の視点	配点	主な提出書類
4 事業 スケジュール (5 点)	・スケジュールは計画的かつ現実的なものとなっているか。	5	任意様式
5 収支見通し (15 点)	・事業計画と収支見通しの整合性は図られており、必要な経費が見込まれているか。	5	様式第 4 号
	・収支見通しは、持続的かつ安定的な経営が期待できるものであるか。	5	
	・資金計画は現実的なものであるか。	5	
合 計		100	